

< 付属書 2 >

国土強靱化への企業の寄与を促進する
税制の整備

1. 要望の趣旨

5年前の東日本大震災や本年の熊本地震など、わが国はたび重なる災害を経験している。これらの経験によって、災害から国民の生命・財産を守り、経済社会活動の持続性を高めるために、国土強靱化を図ることの重要性が痛切に認識されているところである。

国は、人命第一を目的に、平成25年11月には、利用者の安全に主眼を置き、住宅や不特定多数の人々が集まる建築物等について、耐震性の向上を図ることを趣旨とする改正耐震改修促進法を施行した。

今後はこれに加え、事業者の事業継続性向上に主眼を置き、財・サービス等の生産の用に供する施設（建築物、土木構造物、機械設備等）について、事業者が災害への耐性を高める投資行動を促すことを趣旨とする施策が必要であると考えられる。さらに、災害時に復旧を円滑に進めるためには、実際の作業に携わる建設事業者が平素から建設機械等の自己保有をしやすいような施策があわせて必要であると考えられる。

企業の防災・減災対策の推進による災害に対するレジリエンスの向上は、見方を変えれば、企業による経済活動の側面からの国土強靱化への参加である。

このことを促す施策は、税制、補助金、政策金融などを含めた総合的な政策とすることが必要であるが、中でも税制に期待される役割は大きい。

このため、今後、発生の可能性が高いとされる南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震に備え、企業の防災・減災対策を促進する税制措置を提言する。

2. 具体的に要望する税制の優遇措置

(1) 具体的な優遇税制の案

① 防災・減災に資する償却資産の取得に対する優遇税制

企業が防災・減災対策のために自主的に行った対策のうち、償却資産として計上される建物や設備等への投資に対する加速償却（取得価額の30%の特別償却）を可能とし、税額控除（取得価額の7%）との選択制とする。

ただし税額控除における控除額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除しきれない金額は1年間繰り越し可能とする。また一定金額以下の軽微なものについては、即時償却を可能とする。

適用期間は、企業の防災・減災対策を集中的に促進するため5年間とする。対象となる設備投資は以下のとおり。

【事業用建築物の耐震化に係る設備投資】

耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物の改修・増改築であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資。

【津波被害の軽減に係る設備投資】

津波被害の軽減を目的とする既存の防潮堤・防波堤の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資。

【安全性のより高い場所への移転に係る設備投資】

地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資。

【非常用機器の設置に係る設備投資】

地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用自家発電など非常用機器等であって関係基準等を満たす設備投資。

【建設事業者の工事用機械等に係る設備投資】

震災後の復旧に資すると認定できる特定の機械等に係るものであって、建設事業者が行う設備投資。

② 防災・減災に資する非償却資産の取得に対する優遇税制

企業が防災・減災対策のために自主的に行った対策のうち、非償却資産（土地）として計上される投資に対する7%の税額控除を可能とする。

ただし控除額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除しきれない金額は1年間繰り越し可能とする。対象となる投資は以下のとおり。

【液状化対策に係る工事】

地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって関係基準等を満たす投資について、その結果増加した土地の簿価。

(なお、①および②については、環境関連投資促進税制等を参考にした。)

(2) 上記税制を含む政策スキーム全体のフレームワークの案

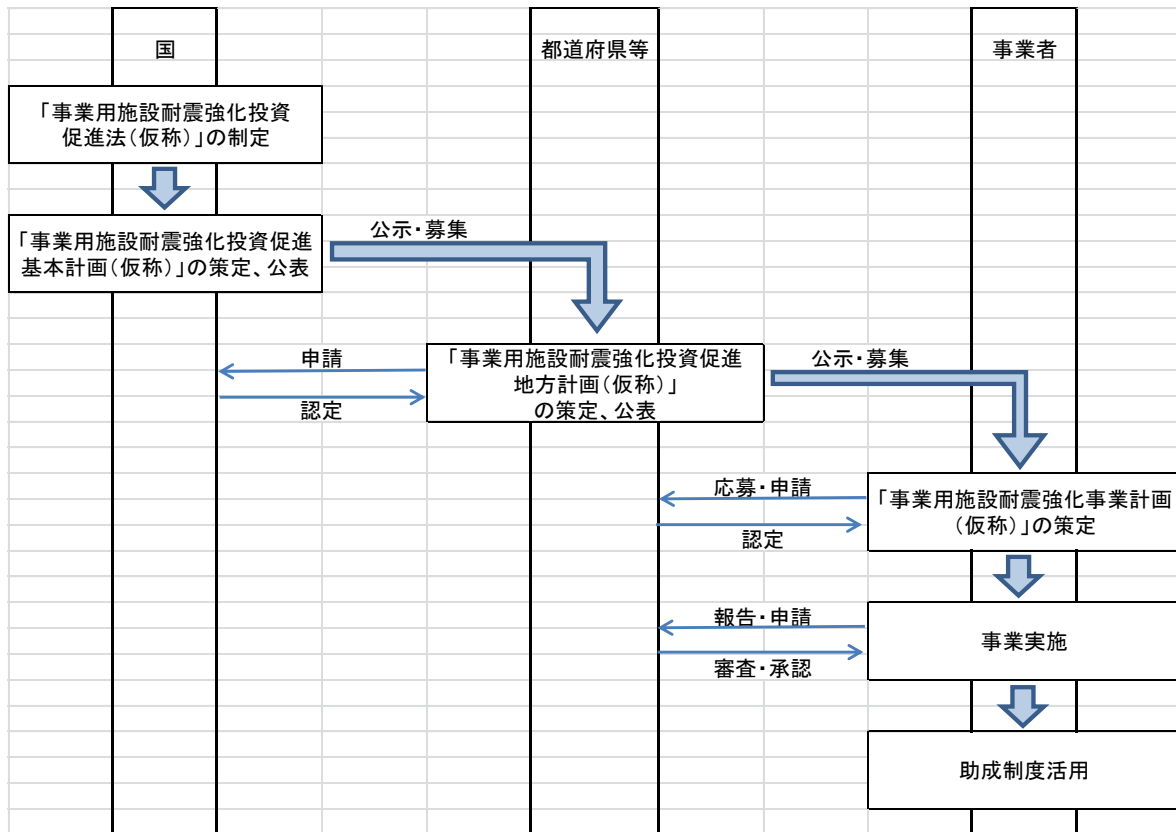
地震等を念頭に置いた事業継続性を向上させるため、財・サービス等の生産活動を行う事業者が自らの事業の用に供する施設（建築物、土木構造物、機械設備等）の耐震性

等の向上に資する設備投資を促進する法律を制定し、その法律に則って、政策を展開する。そのイメージは例えば以下のようなものが考えられる。

国は法律に基づいて、「事業用施設耐震強化投資促進基本計画（仮称）」を定め、これに係る基本方針を都道府県等に示す。都道府県等（その連合体を含む）は、各自治体の防災・減災に係る方針を踏まえ、適用を受けたい助成制度のメニュー（日本政策金融公庫等による低利融資、国による利子補給、中小機構等による債務保証、耐震性等の向上に資する設備投資を促進する税制など）等を内容とする「事業用施設耐震性強化投資促進地方計画（仮称）」を策定し、国に申請し、認定を受ける。

都道府県等は、国の認定を受けた「事業用施設耐震性強化投資促進地方計画（仮称）」を公表し、計画への参加者を募る。事業者は、自らの「事業用施設耐震性強化事業計画（仮称）」（以下、事業計画）を都道府県等に申請し、事業計画の認定を受ける。事業計画は、耐震強化等を予定する施設および工事の概要と、活用したい助成制度、助成制度の要件を満たすことを示す文書（工事の見積書など）からなる。事業計画の認定を受けた事業者は、先行して利用できる助成制度を適宜活用しながら事業を進め、都道府県は、事業者の計画が計画書どおりに実施されたことを確認し、事業者は優遇税制等の適用を受ける。

【図表】政策スキーム概念図



3. 当該税制の整備によって進むと考えられる設備投資

(1) ヒアリング等を根拠に増加が考えられる設備投資

本会が行ってきたこれまでのヒアリングからは、震災対策は大きく分けて、①地震動対策に係る設備投資、②津波対策に係る設備投資、③液状化対策に係る設備投資の3つに分けられる。具体的事例は下記に掲げる通りであるが、これらに類似する設備投資は今後も増加すると見込まれる。

①地震動対策に係る設備投資

老朽化した本社ビルの建替え、工場内建屋の耐震強化、生産設備の固定化、ダクト・照明などの固定化、天井落下防止対策などの事例があげられる。

②津波対策に係る設備投資

防潮堤のかさ上げ、防潮堤の建設、自社敷地に対する津波解析の実施および河川側への防波堤の建設、沿岸部に立地する施設に対する避難階段の設置と屋上の避難施設化、自社敷地内に近隣住民も利用可能な避難棟の建設、自家発電装置などの下層階から上層階への移設、生産拠点の内陸部への移転、データセンターの内陸部への移転などがあげられる。

③液状化対策に係る設備投資

地盤が弱い部分に対する局地的な地盤補強、クレーンの設置部分の地盤補強、対策が義務付けされたタンクへの対策などがあげられる。

(2) アンケートから見る設備投資増加の可能性

本会が会員に対して行ったアンケート（平成28年5月23日～6月20日に実施）の結果からは、防災・減災対策は行われてきたが、充分とは認識されておらず、今後も引き続き対策を講じていきたいとする意向が確認できる。

①東日本大震災以降の防災・減災対策は十分とは認識されていない

防災・減災対策について、「実施したが、未だに不十分な部分がある」とする回答が3分の2を占めた。（参考のQ1参照）

②実施された防災・減災対策は BCP 策定、耐震改修、施設の耐震調査などである

実施された防災・減災対策は、回答率の高いものから順に、「BCP等をはじめとする行動計画策定」、「施設の耐震改修、制震補強、免震補強等の工事」、「施設の耐震調査」、「非常用機器の設置（非常用電源装置等）」などの結果となった。（参考のQ2参照）

③防災・減災対策を進める意思を持つ回答が大宗を占める

防災・減災対策を「実施したが、不十分な部分がある」または「実施していない」とする回答者について、今後は「実施する」と「実施を検討する」および「優遇措置があれば実施する」を合わせると9割以上を占めた。（参考のQ3参照）

④今後の防災・減災対策は BCP 策定、耐震改修、非常用機器の設置などである

今後、実施が予定される防災・減災対策の具体的内容は、回答率の高いものから順に「BCP等をはじめとする行動計画策定」、「施設の耐震改修、制震補強、免振補強等の工事」、「非常用機器の設置（自家発電装置等）」となった。（参考のQ4参照）

⑤優遇措置が期待される具体的対象

今後、整備を期待する税制上の措置として、防災・減災対策に関わる投資減税の拡充、データのバックアップ投資に対する優遇措置、特定事業用資産の買換えの特例拡充などがあがった。（参考のQ5参照）

<参考> アンケート調査結果（実施期間：平成 28 年 5 月 23 日～6 月 20 日）

【Q 1】東日本大震災以降の防災・減災対策実施の有無

〔択一式〕		回答数	回答率
1	充分実施した	38	20%
2	実施したが、未だ不十分な部分がある	125	66%
3	実施していない	15	8%
4	その他	3	2%

回答率の母数：回答総数

【Q 2】実施した具体的対策（Q 1 で「1」または「2」の回答者を対象）

〔複数回答〕		回答数	回答率
1	施設の耐震調査	73	45%
2	液状化現象に対する地盤調査	8	5%
3	津波解析等の調査	9	6%
4	天井落下防止対策	23	14%
5	施設の耐震改修、制震補強、免振補強等の工事	74	45%
6	津波避難棟の建設	6	4%
7	防波堤、防潮堤の建設	3	2%
8	液状化対策としての地盤改良工事	2	1%
9	液状化対策としての構造物補強工事	2	1%
10	非常用機器の設置（自家発電装置等）	70	43%
11	地震（地震動、液状化、津波等）リスクの低い地域への施設の移転・新設	17	10%
12	BCP等をはじめとする行動計画策定	121	74%
13	その他	10	6%

回答率の母数：Q 1 における「1」または「2」の回答数

< 「13 その他」 の記述 >

- ・ 情報システム対策（データ、ハードの二重化）
- ・ 店舗に救命胴衣を配備
- ・ 津波避難シェルターを設置
- ・ 役職員の啓発

【Q3】 今後の対策の意思の有無（Q1で「2」または「3」の回答者を対象）

〔択一式〕		回答数	回答率
1	実施する	45	32%
2	実施を検討する	73	52%
3	実施しない	9	6%
4	優遇措置があれば実施する	13	9%
5	その他	3	2%

回答率の母数：Q1における「2」または「3」の回答数

【Q4】 想定される具体的対策（Q3で「1」または「2」の回答者を対象）

〔複数回答〕		回答数	回答率
1	施設の耐震調査	18	15%
2	液状化現象に対する地盤調査	6	5%
3	津波解析等の調査	5	4%
4	天井落下防止対策	11	9%
5	施設の耐震改修、制震補強、免振補強等の工事	44	37%
6	津波避難棟の建設	2	2%
7	防波堤、防潮堤の建設	2	2%
8	液状化対策としての地盤改良工事	3	3%
9	液状化対策としての構造物補強工事	6	5%
10	非常用機器の設置(自家発電装置等)	31	26%
11	地震(地震動、液状化、津波等)リスクの低い地域への施設の移転・新設	11	9%
12	BCP等をはじめとする行動計画策定	53	45%
13	その他	12	10%

回答率の母数：Q3における「1」または「2」の回答数

< 「13 その他」 の記述 >

- ・ 訓練の実施
- ・ 毛布などの宿泊用品の備蓄
- ・ 本社ビルの移転

【Q5】 期待される税制上の措置〔記述式〕

- ・ 防災・減災対策に関わる投資減税の拡充
- ・ 事業用建物の耐震化に係る設備投資への優遇措置
- ・ 制震、免震補強等に対する優遇措置
- ・ 防災対策で支出した金額の税額控除
- ・ データのバックアップ投資に対する優遇措置
- ・ 特定事業用資産の買換えの特例拡充

以上